

第4回 東京都児童福祉審議会本委員会
議事録

- 1 日時 令和2年12月23日（水）19時00分～20時23分
- 2 場所 新宿NSビル30階 NSスカイカンファレンス ホールA・B
- 3 次第
(開会)

1 新委員紹介

2 議事

東京都児童福祉審議会提言（案）について

3 報告

令和元年度における各部会の審議内容について

- ・里親認定部会
- ・子供権利擁護部会
- ・児童虐待死亡事例等検証部会
- ・保育部会

(閉会)

4 出席委員

松原委員長、柏女副委員長、青木委員、朝比奈委員、石川委員、石田委員、泉谷委員、磯谷委員、うすい委員、川上委員、式場委員、白川委員、高橋委員、竹内委員、都留委員、西村委員、貫名委員、藤岡委員、宮田委員、山下委員、山本委員、横堀委員、吉田委員、増沢委員、宮島委員

5 配布資料

- 資料1 東京都児童福祉審議会委員名簿
- 資料2 東京都児童福祉審議会行政側名簿
- 資料3－1 東京都児童福祉審議会提言（案）【概要版】
- 資料3－2 東京都児童福祉審議会提言（案）【全文】

資料 4 令和元年度における各部会の審議内容

午後 7 時 0 0 分

開 会

○少子社会対策部計画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから今期第 4 回の東京都児童福祉審議会本委員会を開会させていただきます。

委員の皆様、本日は年末のお忙しい中、また、夜遅い時間の開催にもかかわらず、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私、本審議会の事務局で、書記を担当させていただいております少子社会対策部計画課長の新倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

まず、開会に当たりまして、委員の方の御出席について報告させていただきます。本審議会の委員数は、臨時委員を含めまして 37 名でございます。本日、御出席とお返事をいただいている委員が 26 名、所用のため御欠席とお返事をいただいている委員は 11 名でございますので、定足数に達することを報告させていただきます。

まだ到着が遅れていらっしゃる委員もおられますが、それ以外の方はおそろいでございますので始めさせていただきます。

最初に、お手元に配布いたしております会議資料の確認をお願いいたします。

お手元に配布の会議次第の下段にございますとおり、本日、資料としては資料 1 から資料 4 までとなっております。もし不足等ございましたら、適宜事務局職員にお声がけいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の審議会は公開となっております。後日、議事録につきましては都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

また、御発言に際しましては、挙手の上、事務局職員がマイクを渡しに伺います。マイクをお受け取りになってから御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

マイクにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、御発言の都度、事務局のほうで消毒をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本年 1 月に開催いたしました第 3 回の本委員会以降、新たに委員に御就任いただきました方につきまして、資料 1 の名簿をご覧いただきながら紹介をさせていただきます。

うすい浩一委員でございます。

○うすい委員 うすいでございます。よろしくお願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 貫名通生委員でございます。

○貫名委員 よろしくをお願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 増沢高委員でございます。

○増沢委員 よろしくお願ひします。

○少子社会対策部計画課長 続きまして、行政側につきましては資料 2 の名簿をお配りし

てございます。変更のあった職員のみ、御紹介させていただきます。

福祉保健局長、吉村でございます。

○福祉保健局長 吉村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○少子社会対策部計画課長 少子社会対策部長、高野でございます。

○少子社会対策部長 高野でございます。よろしくお願いします。

○少子社会対策部計画課長 企画担当部長、齋藤でございます。

○企画担当部長 齋藤でございます。よろしくお願いします。

○少子社会対策部計画課長 子供・子育て施策推進担当部長、西尾でございます。

○子供・子育て施策推進担当部長 西尾でございます。よろしくお願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 児童相談センター次長、新内でございます。

○児童相談センター次長 よろしくをお願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 家庭支援課長、吉川でございます。

○少子社会対策部家庭支援課長 吉川でございます。よろしくお願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 総務部企画政策課長、宮澤でございます。

○総務部企画政策課長 宮澤でございます。よろしくお願いいたします。

○少子社会対策部計画課長 その他、関係の職員が出席しておりますが、資料2をもって紹介に代えさせていただきます。

この後の進行につきましては、松原委員長をお願いいたします。

○松原委員長 今日は、お忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。

それでは、今期第4回の東京都児童福祉審議会本委員会を開催させていただきます。

年末でございますが、一定の時間を取ることができましたので、また色々御意見等もいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

まず、審議事項になります。

東京都の児童福祉審議会提言の（案）でございますが、これは専門部会を設けまして、そこにおいて十分に議論を重ねてきた結果、今、お手元でございますように「新たな児童相談のあり方について－「予防的支援」と「早期対応」の抜本的強化に向けて－」として取りまとめられたものでございます。

まず、はじめに事務局から内容の説明をお願いいたします。

○少子社会対策部事業調整担当課長 事務局の少子社会対策部事業調整担当課長の宿岩と申します。私のほうから、専門部会で取りまとめていただきました提言（案）について御説明申し上げます。資料3－2をご覧ください。

表題にございますとおり、今回のテーマは「新たな児童相談のあり方について」ということで、増加する児童虐待に対応するため、虐待の予防や早期対応を強化するという観点から、海外の取組等も参考にしながら委員の皆様にご検討いただいたところで今回の提言（案）に至った次第でございます。

表紙をめくっていただくと、目次となっております。本書は3章の構成となっております。第1章は都の現状などを記載してございまして、第2章と第3章のほうに具体的な提言を記載してございます。

まず、3ページの「第1章 東京都の現状と海外の参考事例」から御説明させていただきます。

第1章は、統計数値や、現在の都や区市町村の取組などを中心に記載してございます。提言に特に関連が深い部分を中心に触れさせていただきます。

まず5ページをご覧ください。5ページには、「(3) 支援が必要な家庭の状況」として、図1. 3. 1に虐待で亡くなった子供の年齢区分等を示してございます。図を見て分かりますとおり、乳幼児、特に0歳の子供が多いことや、次の6ページの下の方に図1. 3. 3と4とございますが、亡くなった事例においては行政機関との関わりがなかった事案が相当数あったということなどが記載してございます。

飛びまして、10ページをご覧ください。10ページ以降につきましては、「3 都における取組」といたしまして、母子保健であるとか子育て支援サービス、児童相談体制等を記載してございます。

その中でも、その次の11ページの中段より下にございます「(3) 都と区市町村の協力体制」の図3. 3. 1をご覧くださいければと思います。現在、東京都におきましては専門的・広域的業務を担う児童相談所と、身近な地域の相談窓口である子供家庭支援センターが連携・協働しながら相談対応を担っているところでございます。

こうした児童相談所と子供家庭支援センターの連携を強化していく方向性にあり、例えば次のページをご覧くださいければと思います。12ページの下に、図3. 3. 2がございまして、こちらは、今年度からモデル事業といたしまして、区市町村の子供家庭支援センターの中に東京都の児童相談所のサテライトオフィス、分室のようなものを設置いたしまして、児童相談所と子供家庭支援センターが協働する取組なども実施しており、こうした連携を深めるための新たな取組なども開始しているところでございます。

続きまして、13ページからは海外の参考事例等も記載してございます。

具体的な各国の取組といたしまして、まず15ページをご覧ください。今回、提言をまとめるに当たってイギリスの取組とアメリカの取組等を参考としてございます。

15ページの中段辺りから(3)でイギリスのアーリーヘルプといいます取組を紹介してございます。アーリーヘルプとは、支援が必要な子供に対する専門家を集めた支援チームを組んで、より早期に重点的に支援を行うものでございます。日本でいうところの児童相談所に当たるC S Cという組織を中心に展開されているところでございます。C S Cの取組や構成等が、15ページ、16ページなどに記載してございます。

第1章の最後、17ページには、アメリカの取組を掲載してございます。D R、D i f f e r e n t i a l R e s p o n s eというものにつきまして、その取組内容を掲載しているところでございます。D i f f e r e n t i a l R e s p o n s eとは、

児童虐待通告を受けた場合に、その通告の内容や重篤性に応じてその後の対応機関を決める取組でございます。イメージといたしましては18ページをご覧くださいと思います。

下段の図4.5.2にあるように、DRにおきましては通告内容や重篤性に応じて、矢印でいうところの左側の介入型調査と、右側の支援型対応とで、通告後の対応を振り分けて、それぞれの対応機関で調査や支援を行うような仕組みを行っているところでございます。

第1章は以上となりまして、ここで記載しました現状や海外の事例等を参考に第2章以降の提言を記載しているところでございます。

続いて、19ページをご覧くださいと思います。「第2章 予防的支援・地域ネットワーク強化」といたしまして、第2章では先ほど触れましたイギリスのアーリーヘルプという早期対応の考え方を参考にしながら、主に区市町村における子育て支援、母子保健、相談体制の強化に関わる提言を盛り込んでいるところでございます。それぞれの項目の中で、課題と、それに対応する提言を記載してございますが、時間の都合上、課題の説明は割愛させていただいて提言内容を御説明させていただきます。

まず、「1 母子保健サービス・在宅支援サービスの充実」についてです。この項は、子育て支援サービスや母子保健サービスの強化等の提言となっております。次の20ページからが提言となっておりますので、お開きください。

20ページ、「【提言①】区市町村が、家庭への積極的なアウトリーチ等により、支援が必要な家庭に的確に支援を提供できるよう施策の充実を図ること」でございます。具体的には、「妊産婦や乳幼児がいる家庭への支援の強化」といたしまして、保健師等による妊婦の全数面接などを行う「とうきょうママパパ応援事業」の更なる活用や、母子生活支援施設等を活用し、ひとり親家庭や若年妊娠者などの家事支援などを集中的に受けられる環境を提供することが必要というような内容となっております。

続きまして、「未就園児等全戸訪問事業の実施」といたしまして、幼稚園や保育所に通っていない未就園の子供がいる家庭の状況を把握するため、「未就園児等全戸訪問事業」に係る支援を強化することが必要としてございます。

次のページでございます。「アウトリーチによる積極的なニーズ把握」といたしまして、ひとり親家庭や若年妊娠者など、不安を抱えている場合に必要な支援につなげられるよう、区市町村の体制強化に向けて支援すべきとしています。

次に、「孤立しがちな家庭へのサービスの拡充」といたしまして、現在、地域の子供たちに食事を提供する子供食堂の取組が展開されてございますが、その子供食堂の多くで配食や宅食による支援も行っておりまして、こうした継続的な見守り、取組について支援を充実することが必要であるということや、特に支援が必要な家庭に対して保健師などが訪問、助言を行います「養育支援訪問事業」を積極的に活用していくことが必要であるとしています。

続いて、22ページとなります。第2章の2番目、「2 子供家庭支援センター等区市町村の相談体制強化」についてです。この項は、地域の身近な相談機関である区市町村の子供家庭支援センターの体制強化に係る提言となっています。

次の23ページからが、提言となっています。

「【提言②】児童虐待への対応力向上を図るとともに予防的支援を強化するため、子供家庭支援センターの体制強化・機能強化を支援すること」としています。

具体的には、「職員の増配置」といたしまして、子供家庭支援センターの体制強化として職員の増配置を行うことが必要としているほか、その次のページの真ん中辺りですが、「予防的支援の効果的な実施」といたしまして、「予防的支援」を充実させるため、養育上のリスク要因を抱える家庭の把握や、支援プランの作成等を行う支援モデルを確立し、区市町村に広く展開する必要があるとしてございます。

23ページの下の方の四角に、「予防的支援チームの対応（イメージ）」を記載してございます。活動内容といたしまして、例えば関係機関と連携して子育て家庭の情報収集や、継続的状況把握を実施するほか、保護者と相談して支援プランの作成やコーディネート等を行うというような活動内容等を想定しているところでございます。

次に、「職員の専門性向上」といたしまして、子供家庭支援センター職員の児童相談所への派遣や、逆に児童相談所から子供家庭支援センターへの職員派遣を検討すべきであること、または民間機関等も活用しながら子供家庭支援センターの専門性を強化することも必要としてございます。

次に、「母子保健部門との情報共有・連携の強化」といたしまして、子供家庭支援センターと母子保健部門との連携が「予防的支援」に不可欠であり、専門人材の配置と情報共有のシステム等、連携強化を検討すべきとしてございます。

第2章の最後といたしまして、25ページからが「3 要保護児童対策地域協議会の体制・機能強化」についてでございます。この項につきましては、子供家庭支援センターをはじめ、地域の関係機関が参加するネットワークでございます要保護児童対策地域協議会の機能強化についての提言となっています。

26ページからが、具体的な提言となっています。

まず、「【提言③】子供と子育て家庭によりきめ細かな支援を行えるよう、協議会の進行管理・調整機能の抜本的な強化を支援すること」としてございます。内容としましては、要保護児童対策地域協議会の「調整機関の専任職員の配置」といたしまして、協議会の調整業務に従事する職員体制を充実させることが必要であるということ、それから次の「担当エリアの適正化とケース進行管理機能の強化」といたしまして、協議会の担当エリアを分割・縮小するなどして実務者会議等を適正な規模であることを検討・試行すべきであるとしてございます。

次に、「【提言④】協議会の各関係機関が子供と子育て家庭へ主体的に支援を行えるよう、研修等の充実強化を図ること」としてございます。

具体的には、「関係機関向けの研修の実施と関係機関の対応力向上」といたしまして、効果的な予防的支援について協議会の構成員向けの研修を実施し、充実を図っていく必要があるほか、関係機関の合同研修等を定期的で開催して連携強化を図ることが重要であるとしてございます。

次に「関係機関との連携強化と専門性強化」といたしまして、日常的に子育て家庭と接する保育所等に児童相談部門や関係機関との連携を担う職員の配置を促進すべきであるということや、また、相談ケースの検討に当たっては第三者の視点を入れられるよう、外部のスーパーバイザー等の第三者の協議会参加を促すことも重要であるとしてございます。

また、「定期的な重大事例の検証」といたしまして、協議会において重大事例の検証や研修を実施し、各機関が主体的に再発防止に取り組む環境整備が重要であるとしてございます。

第2章の最後といたしまして、「【提言⑤】協議会の各構成機関が迅速かつ緊密な情報共有を行うことができる環境整備を支援すること」としてございます。

具体的には、「構成機関間のデータベース構築とオンライン会議実施」といたしまして、協議会の構成機関が個別ケースの情報を共有できるデータベースを構築するほか、オンライン会議の実施を推進していくことが重要である。この推進に当たっては、個人情報保護制度の解釈等の整理が必要であることから、考え方を示すよう国に提案する必要があるとしてございます。

第2章は、以上となります。

最後に、「第3章 安全確保の徹底・早期対応強化」となります。28ページをご覧ください。第3章では、今度はアメリカのDRの取組を参考にしながら、児童相談所における通告対応や機能分化の在り方を整理いたしまして、子供の安全を確保し、早期に適切な支援につなぐ仕組みを構築するための提言を盛り込んでいます。

まず「1 増大する虐待通告への適切な対応」についてです。この項では、児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化策や、通告対応の在り方などに係る提言となっています。

29ページからが提言となっています。

「【提言①】児童相談所・子供家庭支援センターの相互連携の更なる強化を図ること」としています。

具体的には、「相談内容に応じた適切な支援」といたしまして、児童相談所と子供家庭支援センター間で担当機関を変更する「送致」という取組を積極的に活用し、役割分担をしながら協働していくことが必要であるということや、次の「サテライトオフィスの展開」といたしまして、第1章で少し触れました、現在モデル的に実施されているサテライトオフィスについて、児童相談所の体制や区市町村の状況を踏まえながら展開していくべきとしてございます。

続きまして、「都・区市町村間における情報共有化」といたしまして、現在、国において開発中の「要保護児童等に関する情報共有システム」の活用や、児童相談所と子供家庭支援センターでの「テレビ会議システム」の導入・活用を推進すべきであるとしてございます。

続きまして、「【提言②】将来的な通告対応のあり方を検証するため、児童相談所と子供家庭支援センター間において試行的に通告の振り分けを実施すること」としています。

具体的には、「通告対応のあり方の検証」といたしまして、現在、虐待通告につきましては児童相談所と区市町村の子供家庭支援センター、それぞれが受け付けているところですが、児童相談所に区市町村の支援が必要な通告が入ることもあれば、逆に区市町村の子供家庭支援センターに児童相談所の対応が必要となる通告がされることもございます。

こうしたことがあるため、児童相談所と子供家庭支援センターの通告対応のあり方を検証することが必要であるとし、その上で、次の「通告振り分けの試行」といたしまして、先ほど紹介したサテライトオフィスなどで児童相談所と子供家庭支援センターが協働で通告内容に応じて初期対応機関を決める、通告の振り分けを試行的に実施すべきというようにしてございます。

次に、「【提言③】増加し続ける虐待相談に迅速・的確に対応するため、民間機関等の活用を検討すること」でございます。

具体的には、「民間機関等の活用」といたしまして、比較的軽度と判断できる案件の家庭訪問等に民間機関の活用を検討することや、将来的には在宅指導や家族の再統合等の業務においても民間機関を活用することも検討すべきであるとしてございます。

続いて、32ページをご覧ください。第3章の最後になります。「2 介入と支援の分化・機能強化、権利擁護の推進」についてです。

内容に入る前に、介入と支援という用語について少し触れさせていただきます。32ページの点線四角の中をご覧ください。介入と支援とは、児童相談所が行う様々な活動、その性質から分類した考え方でございます。

本項では、介入とは、子供の安全確保のため、保護者の意に反しても行う安全確認や一時保護等と定義いたしまして、一方、支援につきましては、家族機能の回復・維持を目指した子供やその家族への相談援助活動と定義してございます。

児童相談所では、こうした介入と支援の両機能を担ってございますが、同一機関でこの両方の機能を担うことの難しさ等から、これまで国においても様々議論がされてきており、今回、専門部会でも児童相談所の機能分化、組織分化の考え方を整理していただきました。

内容としまして、32ページの上段の前書きにございます。読み上げますと、「専門部会では、児童相談所の機能分化のあり方として、児童相談所とは異なる別機関が介入

機能に特化することについても検討したが、介入と支援は子供の権利擁護を図ることを基盤として常に並行して機能するものである」。こうした考え方の下、児童相談所の中で介入機能と支援機能の役割分担をすること、これを前提として以降の提言を記載しているところがございます。

提言につきましては、34ページをご覧ください。

「【提言④】児童相談所において介入機能を担う虐待対策班と、支援機能を担う地区担当とで業務分担を行う現行の形を活かしつつ、それぞれの更なる強化を推進すること」でございます。

具体的には、まず、「児童相談所内の役割分担と体制強化」といたしまして、東京都の児童相談所における虐待対策班と地区担当という形を活かしつつ、両部門の中核を担う児童福祉司等の更なる増員が必要であるということや、2番目の「一時保護所の体制強化」として、一時保護所の入所定員の更なる拡充や、居室の個室化、一時保護所の職員の増員等をする必要があるということ。また、3つ目としまして、「警察との連携強化」として、警察官や警察官OB等を児童相談所へ配置、活用して、警察と児童相談所が密接に連携する必要があるとしてございます。

次に、「【提言⑤】「虐待の再発防止を徹底するため、保護者支援の充実を図ること」でございます。

具体的には、「保護者支援の充実」としまして、児童福祉司が家族全体を視野に入れたソーシャルワークが行えるよう、研修の充実が必要であるということや、児童心理司による専門的助言や専門的手法も活用して保護者の養育力向上を支援すべきであるとしてございます。

次に、「【提言⑥】適切な相談援助活動のためのスーパービジョンの徹底や第三者の評価を導入するなど、体制の強化を図ること」でございます。

具体的には「アセスメント・スーパービジョンの徹底」としまして、介入と支援の適切な行使には定期的なアセスメントや進行管理が重要であって、そのためには介入と支援を適時適切に実施できるようなスーパービジョンの徹底が必要であるとしています。また、「外部評価の構築」といたしまして、児童相談所全体の相談援助活動が適切に実施されているか、第三者が客観的に評価する仕組みを構築し、業務の質の向上を図ることが必要としてございます。

最後に【提言⑦】といたしまして、「子供の権利擁護を図るため、子供自身が意見を表明できる仕組みの充実を図ること」としています。

具体的には、「子供自身の意見表明の充実」といたしまして、子供が意見表明できる機会の拡充や、子供の意見形成を支援し表明する支援員の配置等を検討することが必要であるとしています。

以上が、第3章の提言となります。

最後に、36ページをご覧ください。第2章、第3章に挙げた提言で

は、区市町村や児童相談所の体制強化等について幅広い強化策等を盛り込んだところでございます。その中でも、イギリスのアーリーヘルプや、アメリカのD i f f e r e n t i a l R e s p o n s e 等と関連して、提言として強調すべき部分を国に先駆けた施策といたしまして、ここに挙げた4つの取組、「予防的支援の推進」「要保護児童対策地域協議会の体制強化・機能強化」「サテライトオフィスの推進」「通告対応のあり方の検討」を挙げてございます。都として、いずれも先駆的なモデルなどを確立して国に提案していくべきとしているところです。

最後に、46ページ、47ページのほうに今回の専門部会の委員及び審議の経過を掲載してございます。専門部会の委員の皆様には、これまで会議開催日はもとより、会議開催日以外も含めて様々な御意見、御検討をいただいたところでございます。この場をお借りしまして、改めて御礼申し上げたいと思います。

事務局からの御説明は、以上となります。

○松原委員長 ありがとうございます。

続いて、今、最後に御紹介がありましたが、本審議会の副委員長でもあり、この専門部会の部会長として提言の取りまとめに御尽力いただきました柏女副委員長から補足で御説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

○柏女副委員長 この専門部会の部会長として、委員の方々とともに議論を進めてまいりまして、このような報告を提案させていただきたいというふうに思います。

まずは、本専門部会の発足に当たっての基本認識から入っていきたいと思うのですが、児童虐待対応の充実というのはもはやその対症療法な課題だけではもう困難だということ、そのためには研究者等を中心に児童虐待対応に関するあるべき姿について、海外の先駆的な取組も参考にしながら、現行制度の見直しを含めた新たな方策を模索するというのが大事な点だろうと思います。

そうした認識の下、7月から4回にわたりまして、新しい児童相談のあり方について限られた期間と、それから現実的な制約の中で集中的に議論を重ねて検討を進めてきました。

その検討を経て、部会としては、提言の中で予防的支援や通告対応のあり方等について12にわたる提言を行いました。中には、国に先駆けた施策もモデル的に提案をしております。具合的には、今、事務局から御紹介があった36ページ、37ページにある4つの提言ということになります。

その議論の中で、実はいくつかの課題も浮かび上がってまいりました。

1つは、データの収集分析の重要性についてということになります。これがないと、事業企画の立案ができないということを強く委員全員で確認をいたしました。そのために、この4つのモデル事業を試行的に実施することでデータを収集し、そしてそれを基に施策の検討をしていくという形が好ましいのだろうということで、このモデル事業という形式を今回は前面に出していこうという形になりました。これが1点目になります。

2点目は、用語の整理をしておかないと議論が進まないということを強く感じました。例えば、具体的には先ほど事務局から御説明があった介入と支援という言葉になりますが、比較的、安易に用いられているこの用語についてしっかりとした整理が必要だということです。

この提言の中で盛り込まれている言葉は、ソーシャルワークの言葉、いわゆる社会福祉学の用語が使われているわけですが、ソーシャルワークでは利用者本人とその人が抱える生活課題の接点に介入するというのが業務であって、その場合の介入、インターベンションという言葉には支援的対応が当然含まれるわけで、支援と介入を機能分離するということはいわば論理矛盾ということの指摘もありました。でも、ソーシャルワークだけではない議論も進めているわけですので、仮に介入と支援というものをこの提言の中で定義をした上でそれを用いていこうという形にしました。

こうしたことが、いわば違う学問や違う行政分野での用語の違いというものについても、多職種連携を考えていくような施策の場合にはしっかりと議論しておかなければならないし、定義を置いておかないといけないのではないかなというようにことを痛感いたしました。

短期集中的な議論であり、また東京都の実態を無視した議論はできないため、当初、課題として定義された都と区市町村の二元行政が生み出す課題、あるいは高齢者、障害者のシステムとの整合性の課題などについて論じることが十分にはできませんでした。

この部会でも報告された平成30年度の死亡事例検証からは、都と区的安全確認の二重行政のはざまの問題が指摘されております。これらの構造的な問題については、今後の課題として認識しておく必要があるのではないかと思います。

以上のことを、補足意見として部会長として申し上げたいと思います。以上でございます。

○松原委員長　ありがとうございました。

それでは、少し時間を取りまして意見交換に移りたいと思います。この提言案については、事務局のほうから事前に各委員にわたっているかと思います。

これを読んでいただいての御感想、御意見をいただいてもいいですし、これを機会に東京都の児童福祉行政、あるいは児童相談の在り方に関しての御要望や御意見も伺えたらいいなと思いますので、どうぞどなたからでも結構です。よろしくお願いいたします。

青木委員、どうぞ。

○青木委員　葛飾区の青木です。読ませていただきまして、とてもすばらしい提言で、私は特に予防的支援については非常に重要だと考えています。

葛飾区でも、この間、虐待で結果的に子供が大けがをしてしまった、そして、警察に親が捕まったようなケースがあります。もちろん、大きいものと小さいものとがありますが、その際にいつも出てくるのは、結局それぞれの立場の中で、「児童相談所の方はこう言った。」「子供家庭支援センターの方はこう言った」という話です。それ

ぞれの方は努力しているのですよ。保育園ではこういう状況がありました。警察は、後になりますけれどもこうなりましたということになるのですね。

先ほど、情報収集する話とか、情報共有ですとか、色々な話がございましたけれども、結局、様々な状況の中できちんと気づいて判断をする、その能力をアップしていかなければいけないのだろう。これは、当たり前のことといえば当たり前ののですけれども、そういうことを何件かの中でとても強く感じました。それぞれの方の努力は分かるのですけれども、そうした上で予防的に早期の的確な判断ができることになれば、今、起きているケースを相当削減できるのではないかということを感じています。今回の中で、予防支援ですとか早期の対応を強化するような話がありましたので、とてもすばらしいと思いました。

その中で、先ほどモデルという話がありましたけれども、そういった具体的な人材の育成といいますか、質も数も両方大事かと思うのですが、その育成に向けての具体的なことは我々区にも責任があるわけですからけれども、積極的にやっていかなければいけないと思っていますので、ぜひ都とも協議をしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○松原委員長 ありがとうございます。貴重な御意見ですし、最後に区長としての非常に前向きな御意見もいただけたと思っています。ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

宮田委員、よろしくお願いします。

○宮田委員 小児科医をしている宮田です。

ヘルプを出した時点で介入していただけるというのはすごくいいと思うのですけれども、同時に、後ろのほうに一時保護施設の充実ということがあったのですが、現場のほうではどうしても発達障害とか身体障害があると一時保護の頼み先がないということで、明らかなネグレクトで中には命に関わりかねないようなケースでも判断が遅れてしまうということがあるので、その充実をさせるときに発達障害で問題行動のある子供とか、医療的ケアが必要になる可能性のあるような子供の一時保護をお願いできるところとの連携というのも充実していただければありがたいと思います。

愛着障害でも発達障害に似た問題行動が出るということも言われていますし、その辺りの充実のほうも考えていただけるとありがたいなと思っています。

○松原委員長 ありがとうございます。大切な問題提起をいただいたと思いますし、柏女副委員長もおっしゃっていらっしゃったように、今後の残された課題ということで認識をさせていただきたいと思います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

泉谷委員、どうぞ。

○泉谷委員 34ページの一歩下、「保護者支援の充実」の最後のところで、「保護者自身の成育を振り返りながら専門的な助言を行う」と入れていただいたのは非常に大切な

ことかなと思います。

権利擁護部会に参加させていただくと、児童虐待の場合、子供を守るために親と対峙するわけですが、親は加害者であると同時に、保護者自身が支援を必要とする人である場合が多分にある。子供を守るために保護者を指導しつつ、保護者自身も支援をするという、相反する２つの部分をやっていくというのは、ワーカーたちにとっては非常に難しいことだと思います。

その部分について理論的な構築等もこれから必要なのかなと思います。ぜひこの部分を今後展開していただきたいと思います。以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

石川委員、お願いします。

○石川委員 １つ質問なのですが、第３章の提言③で「増加し続ける虐待相談に迅速・的確に対応するため、民間機関等の活用を検討すること」とありますが、民間機関等というのは具体的にはどのようなものをイメージしていらっしゃるのでしょうか。

○松原委員長 これは、柏女委員からでよろしいですか。第３章ですね。

○石川委員 ３０ページの第３章の提言③です。

○柏女副委員長 ありがとうございます。いくつかの全国の自治体の中で先駆的に、泣き声通告等において、安全確認するよりはヘルプ的な支援をしたほうが良いというようなときには、ＮＰＯ等の民間団体が一部行っているということでもありますので、そうしたことをここでは取り上げております。

○石川委員 分かりました。児童相談所の負担が非常に大きいということで、民間機関を活用するというのはとてもいいと思うのですが、やはりそうするとまたプレイヤーが増えることになりますので、先ほど青木委員もおっしゃったように情報の連絡とか、そういったものをよりよく取れるように、あとは力のある民間機関に頼めるような仕組みを検討できればいいと思います。

○松原委員長 ありがとうございます。そういった民間機関にこれから活動の場を提供する、あるいは行政として育成をしていくということも大切だろうと思います。

ほかはいかがでしょうか。

どうぞ、白川委員。

○白川委員 ３５ページの提言⑦について質問なのですが、今までも児童相談所で子供たちの声を聞くということはなされていたと思うのですが、支援員を配置することになりますと今までとどう違うのか。幼児期、児童期、青年期と発達的な段階がある中で、子供たちの声を聞いていくというのは、その発達的な観点も大事になってくると思いますし、抑圧された子供たちの否定的な表出というのを出していくためには、精神科医とか、そういった辺りの方々の専門的な知見も必要になってくるかと思うのですが、具体的にはどのような支援員を配置していかれるようなお考えなのか、お

聞かせいただければと思います。

○柏女副委員長 35ページの提言⑦のところですが、具体的にどういうイメージで制度化していくかということについては、この提言を受けていただいた都のほうで考えていただくという形になりますが、大きくは2つの点があるかと思います。

1つは、児童相談所の中の組織といいましょうか、非常勤や委嘱した人も含めて、職員として、子供たちの意見にしっかりと寄り添っていくという場合があるかと思います。

もう一つは、外部の独立した組織が、子供たちの意思決定のプロセス、児童相談所が決定していくプロセスに外側から関与していったって、子供の意見を代弁しながら児童相談所にそれを伝えていくというアドボケイトのような方向性もあるかと思います。

どのような形でやっていくかについては、提言を受けた都のほうで考えていただきたいということで、ここの部分では書いているということになります。

よろしいでしょうか。

○白川委員 ありがとうございます。その際に、子供たちの発達的な視点というものをきちんと取り入れていっていただきたいと思いました。

○松原委員長 最後の部分は、貴重な御意見、御示唆だということで受け止めさせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

山下委員、お願いします。

○山下委員 私も提言⑦について、これが入っているのはすごくすてきなというふうに読みました。今も、例えば子供のシェルターのほうでは子供担当弁護士が実際上そういう活動をしていたり、あるいは私の場合ですと豊島区の子供権利擁護委員という立場で児童相談所と連携をしながらこういう活動をしているのを、更に東京都らしい新しく、かつ権利擁護に向けた制度を考えていただけるとすごくうれしいなと思いました。

それで、私が拝見してあっと思ったのが、介入の章の中の提言⑦で、分離などのときに子供の意見を聴くということがここの最後のところに入っているのですけれども、子供の意見表明権と、その前提となる、子供がちゃんとこれが虐待だということに気づくとか、あるいはSOSを出したらどうなるという情報が子供に入るとすることは、未然防止や虐待の早期発見にもつながる話ですし、昨年、東京都が作った虐待防止条例でも第8条と第9条のところにその趣旨が盛り込まれています。

多分、それも想定しながら今回の提言ではここの位置に入っているのだろうと思いますけれども、支援の段階だけでなく、その前の段階でも意見表明権というのはとても大事なのだということを都民の皆さん、それから子供たちに知っていただけるような仕組み作りをぜひ東京都のほうにはお願いしたいと思っております。

○松原委員長 ありがとうございます。非常にサポーター的な御意見をいただきました。

ほかにいかがでしょうか。ここまで色々な御意見をいただいて、それぞれの方々から非常に貴重な御意見を示していただいたのですが、この提言案について根本的に改める

べきだという御意見はなかったと思います。

むしろ、今後これを踏まえてどう東京都として充実をさせていくかということについての建設的な御意見をいただけたのだらうと思いますが、特に修正等がなければこれを審議会として受けて、提言につきましては異議がないということでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、御異議がないようですので、この案を取りまして東京都児童福祉審議会の提言として決定をいたします。

早速でございますが、吉村福祉保健局長が御出席されておりますので、知事の代理として、この場で局長のほうに提出をさせていただきます。

(福祉保健局長 委員長席前へ移動)

○松原委員長 今期の児童福祉審議会の提言になります。よろしくお願いいたします。

(委員長から福祉保健局長へ提言の手交)

○福祉保健局長 どうもありがとうございます。

(福祉保健局長 自席へ移動)

○松原委員長 それでは、吉村局長のほうから、一言、御挨拶をお願いしたいと思います。

○福祉保健局長 改めまして、福祉保健局長の吉村でございます。

本日は、年末の大変お忙しい中、また、夜分にかかわらず、東京都児童福祉審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

ただいま、松原委員長から「新たな児童相談のあり方について」との提言を頂戴いたしました。

本年1月の児童福祉審議会本委員会におきまして、専門部会の立上げを御承認いただき、その後、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、残念ながらスタートが少し遅くなりましたが、7月の第1回専門部会の開催以降、柏女部会長をはじめ、各委員の皆様には限られた期間に大変精力的に、また、大変熱のこもった御議論をしていただきました。本日、その内容を具体的な提言として取りまとめていただきましたこと、誠にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

東京都は、これまで区市町村と連携しながら、妊娠期からの切れ目ない支援の充実や、児童相談所の体制強化などを進めてまいりました。また、昨年4月に施行されました「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」に体罰等の禁止を盛り込むなど、社会全体で子供を虐待から守るための取組を進めてまいりました。

しかしながら、都内における虐待対応件数は増加の一途をたどっておりまして、令和元年度の件数は都、区市町村、ともに初めて2万件を超過している状況でございます。

こうした大変厳しい状況の中、先ほど柏女部会長から、これまでの対症療法的な取組ではもはや限界があるといった御指摘をいただいたとおり、私どもは虐待の未然防止を徹底するという原点にいま一度立ち返り、予防的支援や早期対応などの取組を抜本的に

強化していかなければならないという思いを新たにしているところでございます。

かけがえのない存在である子供たちを虐待から断固として守ることを目指しまして、本日御提言いただいた内容は、東京都として施策にしっかりと反映させてまいります。

併せまして、これまで以上に区市町村や関係機関の皆様と連携しながら、児童虐待の未然防止、早期対応の施策を進めてまいります。

委員の皆様におかれましては、今後とも特段のお力添えを賜われますよう、心からお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○松原委員長 ありがとうございました。

それでは、今後の予定について事務局から説明をお願いします。

○少子社会対策部計画課長 ただいま決定いただきました提言でございますが、明日、東京都のほうでプレス発表を行います。

また、冊子として印刷をいたしまして、出来上がり次第、皆様のお手元に郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、都合により、局長はここで退室をさせていただきます。

○福祉保健局長 失礼いたします。

(福祉保健局長退室)

○少子社会対策部計画課長 事務局からは、以上でございます。

○松原委員長 それでは、審議事項はこれで終えることになります。

引き続きまして、報告事項に移りたいと思います。昨年度の各部会の審議内容について、御報告をしていただきたいと思います。部会ごとに事務局より説明していただいて、それぞれ部会長の方等から御意見や御感想を頂戴したいと思います。

また、その他の報告事項についても御説明いただきたいと思いますので、事務局からお願いいたします。

○少子社会対策部育成支援課長 それでは、資料4「令和元年度における各部会の審議内容」をご覧ください。

まず、私、育成支援課長の玉岡からは、里親認定部会の状況について御報告をさせていただきます。

1 ページでございます。

「1 開催回数」でございますが、令和元年度は例年同様6回でございました。

「2 審議件数」でございますが、令和元年度は、養育家庭、養子縁組里親、両方とも増加ということもございまして、合計で197件の諮問がございました。うち、適格が192件、不適格が1件、再調査が4件でございました。以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、磯谷部会長いかがでしょうか。

○磯谷委員 磯谷のほうから、一言御報告を申し上げます。

全体的な傾向としては、これまでと変わらず、養育家庭の候補者の方は様々な動機、例えば子供が成長して手が離れたので社会貢献をしたい、あるいは虐待などの報道もあって何か自分でもできないか。様々な動機から申込みをされているようでございます。

それに対して、養子縁組のほうにつきましては、やはり子供に恵まれないというところで申し込まれる方がほとんどというふうな状況でございます。

今回、不適格が1件、それから再調査も少し多目になりましたけれども、個別の案件がどうということではなく、私どもとしてはできるだけきめ細かく審議をさせていただいているところでございます。

審議につきましては、従前と大きく何か変化があるわけではございません。ただ、令和2年度になりますが、新型コロナの影響もございまして、1度だけオンラインで開催をいたしました。しかし、その後は、幸いなことにいずれもオンサイトで開催ができております。

それからもう一つ、今年度から養育家庭と、それから養子縁組里親が兼ねられることになりました。これにつきましても、審議の内容が変わるわけではございませんけれども、1組の里親候補者について、いずれの観点からも審議をしてございます。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

引き続いて、お願いいたします。

○少子社会対策部調整担当課長 続きまして、子供権利擁護部会につきまして、調整担当課長の多田から御説明させていただきます。資料は、続きまして2ページとなります。

「1 開催回数」ですけれども、例年同様12回開催しております。

次に、「2 審議件数」です。令和元年度は全体で63件となっております、その内訳としましては、(1)の「児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例」が44件、(2)の「児童相談所長が必要と認める事例」が17件、(3)の「緊急を要し、諮問する暇がなく事後報告となった事例」が2件でございます。

「3 被措置児童等虐待の状況報告件数」でございます。令和元年度の被措置児童等虐待通告受理件数は35件、このうち今月1日現在で調査済みのものが34件、調査の結果、虐待に該当したものが18件となっております。

虐待該当の内訳ですけれども、社会的養護関係施設が10件、里親等が1件、障害施設等が2件となっております。

私からの報告は、以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

藤岡部会長、いかがでしょうか。

○藤岡委員 権利擁護部会の藤岡でございます。報告を受けたところでのコメントをさせてもらえればと思います。

まず、審議件数のほうで2つほどございます。それから、被措置児童等虐待のところ

で2つほどございます。

まず「2 審議件数」に関してでございますが、かなり深刻なケース、28条適用というようなケースを検討していることが多いところでございます。その中で2つありまして、1つは虐待に至ったケースでの親支援の部分で、やはりネットワークが非常に希薄化している。その中で虐待をした親に対するその後の支援が非常に困難であるというところがありまして、予防的な観点からもそのようなことを感じているところでございます。

それからもう一つは、先ほどありましたが、子供の意見表明というところも非常に児童相談所のほうで丹念に聞いていただいているところでございまして、深刻であればあるほど、そこがかなり重要であるというようなことを日々感じているところでございます。

そういう中であって、親に対する気遣いというようなところで、なかなか意見表明権があるにしても十分聞き取りが難しいという面もあるかなということを感じています。

それから、被措置児童等虐待に関してでございますが、先ほど御報告がありましたように、昨年度は、一昨年度に比べて10件増えているところでございますが、今年度に入りましてコロナ禍の状況の中、まだ数字的なところの集計はこれからかと思いますが、やはり被措置児童等虐待の件数は増えているという印象がございます。

これは、この状況下、職員の方々、あるいは里親の方々のストレス等も十分勘案できるところなのですが、もともと存在した課題がこの状況下で顕在化したというふうなことも考えられるのではないかと委員のほうでは考えているところでございます。

そのことに加えて、やはり施設とか、あるいは里親の方々への子供の人権に対する研修等も行われているところでございますが、一人一人に届くような研修、あるいは振り返り等の部分もかなり意識してやっていかないといけないのではないかと感じているところでございます。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、死亡事例等検証部会についてお願いしたいと思います。

○少子社会対策部家庭支援課長 資料の3ページをお願いいたします。児童虐待死亡事例検証部会の審議内容については、私、家庭支援課の吉川から報告させていただきます。

まず「1 開催回数」でございます。令和元年度は開催回数6回、またヒアリングは9機関に対して実施をいたしました。

「2 審議内容」でございます。下の囲みの部分でございますが、平成29年度検証では平成28年度中に発生した重大な児童虐待13事例のうち2事例を検証し、報告書として令和元年10月に取りまとめたところでございます。

また、平成30年度検証では、平成29年度中に発生した重大な児童虐待9事例、全てを検証したところでございます。

平成30年度検証分から全件検証を行うこととなりまして、全ての事例について調査票による総体的な分析を実施いたしました。そのうち、3事例については事務局で関係機関にヒアリングを行いまして、部会で検証を行い、令和元年12月23日に報告書として取りまとめました。

令和元年度の検証では、平成30年度中に発生した重大な児童虐待15事例全てを検証いたしました。このうち、2事例については部会による検証を行いました。そして、一昨日、12月21日に、4ページにある報告書を公表させていただいたところでございます。

また、現在、令和2年度の検証につきましては、令和元年度中に発生しました重大な児童虐待18事例を検証中でございます。

本日、大竹部会長につきましては所用のため御欠席でございますが、事前に御意見を伺っておりますので、私のほうから代読により御報告をさせていただきます。

ただいまの説明のとおり、残念ながら毎年度、都内で児童虐待死亡事例等が発生しているという事実がございます。

都におかれましては、近年、児童相談所の体制強化や普及啓発など、虐待予防、虐待対応に積極的に取り組んでいただいているところですが、防ぐことができなかった痛ましい事件について、改めて問題点を指摘し、改善策を提言したいと思っております。

資料4の4ページにございます令和元年度発生事例の報告書の概要版ですが、平成30年度検証から重大な児童虐待の事例全てについて調査票の分析を行っており、昨年度は15事例を検証いたしました。このうち、3事例については部会もしくは事務局で関係機関へヒアリングを行い、検証しております。

【事例1】は、母の困り事の背景に、虐待の疑いだけでなくDV問題等があったものの、その視点での対応が足りず、家族全体のリスク評価が不十分だった事例でございます。虐待とDVは家族内の暴力として密接な関係にあることを念頭に、各機関が対応を行わなければならないと改めて感じております。

【事例2】は、関係機関間で協働し、特定妊婦として対応することができなかった事例です。どのような場合に特定妊婦として支援対象とするのかを明確にし、妊娠期から切れ目のない支援を行っていくとの必要性を実感いたしました。

また、【事例3】は、関係機関が関わる中、養育状況が表面上は改善していたことや、父母が関係機関の訪問等の支援に消極的であったため、当初予定していた訪問頻度を低減していた中で子供が亡くなっております。必要な調査を行った上で、客観的な指標を根拠にアセスメントを行うことは非常に重要であることを改めて強く感じているところです。

都におかれましては、これらの提言内容を踏まえた上で、二度と同じような児童虐待事例が生じないように、様々な機会を捉えて関係機関の職員に周知徹底するとともに、関係各機関がしっかり連携して取り組むことを強く期待しております。よろしくお願い

いたします。

以上でございます。

○松原委員長　ありがとうございます。

続きまして、保育部会についてお願いいたします。

○少子社会対策部保育支援課長　保育支援課長の木村です。私からは、保育部会の審議内容について御報告させていただきます。

7ページをお開きください。

まず「1　開催回数」についてでございますが、令和元年度の開催回数は15回でございました。

「2　審議件数」についてですけれども、合計で認可保育所の計画承認が260件、設置認可が293件でございました。計画承認等で保留となるものはございませんでした。保育所に対する事業停止命令、認可外保育施設に対する事業停止命令、閉鎖命令に伴う諮問及び答申はございませんでした。

私からの報告は、以上です。

○松原委員長　それでは、山本部会長いかがでしょうか。

○山本委員　部会長の山本です。私のほうから、報告させていただきます。

令和元年度の審議内容については今、課長のほうから御説明があったとおり、相変わらず300件に近い件数の保育所について計画承認と設置認可をいたしております。

ただ、少しずつではございますけれども、待機児童の状況が地域的にも年齢ごとに落ち着きを見せているということもあり、件数としては、令和元年度はこれだけでございますが、今年度に入り、少し落ち着きを見せているのも事実です。

ただ、内容としましては、今年度は特にコロナのこともありまして、昨年度260件認可したものの中にも、現在の感染症対策の水準から評価すると十分でないと思われるような形態の保育も実はございます。換気の面であったり、人数の面であったり、そういったところがありますので、今後はそういうところについても何らかの基準を設けた形での計画承認と認可を必要とするのではないかとということも部会の中で話されております。

特に最近目立っているのが、認証保育所から認可保育所への移行も引き続き多いのですが、小規模保育所からの移行で認可保育所になるというケースが、やはり子ども・子育て支援制度が4年、5年経過して出てきておりまして、小規模保育所の場合は設置主体が認証保育所のように東京都の指導を受けていませんので、各自治体の担当部署が認めているために、認可保育所の基準には少し満たないような保育・教育の目標であったり、施設の形態であったりということがあります。特に0、1、2歳児のおむつ替えの動線とか、大変細かいのですけれども、申請内容を確認するとそういったことが適切ではないところが散見されるという事例がいくつか起こっています。

そこで、少し言葉は難しいのですが、全体としてすてきでない保育所がたくさんでき

ているという印象が私としてはありますので、引き続き自治体の職員の方の指導を徹底していただきながら、子供にとって保育の場所はどのようなところが望ましいのかというのを常に考えながら計画承認と認可をしていきたいというように部会の中では考えております。以上です。

○松原委員長　ありがとうございました。

以上で、各部会からの報告が終わりましたが、それぞれの部会報告についての御質問、御意見、あるいは全般にわたっての御意見等も伺えると思いますので、御自由に御発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

磯谷委員、どうぞ。

○磯谷委員　磯谷です。先ほど、死亡事例等の検証について御報告をいただきました。やはり、この死亡事例などの重大な事例というのは、児童福祉司、児童心理司が専門性を高めていく上で非常に重要な素材になってくるものだというふうに思います。

ただ、私も時々、死亡事例等の検証報告書などを踏まえて研修などを行うのですが、実際に報告書そのものというのはなかなか研修には使いにくかったりすることをしばしば感じます。既に東京都のほうではなされているのかもしれませんが、もしまだであれば、ぜひこういった報告書そのものというよりも、それをどういうふうに研修に使うのかという視点から、ある意味、材料といいますか、そういったものを作ってくださいなど、取り組んでいただければいいのではないかと感じました。以上です。

○松原委員長　これは東京都に対する御意見ですので、また受け止めていただければと思います。死亡事例等の検証をするのは、再発を防止していくというのが大きな目的ですので、そのためにはその素材を使って現場の研修を、より充実したものにしていくというのが大切だと思います。

ほかにいかがでしょうか。

今期は、公募の委員がお二方いらっしゃいます。石川さんと西村さん、お二方御出席ですので、今期を通じて何か御感想でもあれば伺いたいと思います。

石川さんからどうぞ。

○石川委員　石川です。2年間、公募委員として関わらせていただいて、素人目線なのですが、少しでも何かためになることが言えていればよかったなと思います。

今年は多分コロナ禍ということでもあるのでしょうか、公募委員として関われる機会が少なかったのは少し残念に思うのですが、審議会の感想とは離れますけれども、先ほどの専門部会の提言などにも子供の意見の表明権だとか、そういったことを入れていただいて、とてもよい提言だと思いますけれども、この1年、子供の意見を述べる権利ですとか、児童の最善の利益とか、そういったものが非常時において非常に脆弱で、隅に追いやられやすいものだというのを大変実感した1年でありました。

今日、まとめていただいたようなすばらしい提言につきましても、平時に戻ったらこれをやろうねというのではなく、この困難な状況がまだしばらく続くとしても、子供た

ちの意見を酌み上げていくとか、アウトリーチしていくというのは難しいと思うのですが、皆さんで工夫して手を差し伸べていけたらと思っています。

どうもありがとうございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

西村さん、いかがでしょうか。

○西村委員 西村です。発言の機会をいただきましてありがとうございます。貴重な2年間を与えていただきましたことに感謝申し上げます。

私自身が今4歳と7歳の子供の育児中であるのですが、先ほどお話でもあったように、どうしても虐待にいつてしまうという状況が、保護者自身の問題ではなく社会全体の問題として捉えられたらいいなというように2年間を通じて切に思いました。保護者自身も、本当に助けを求めているのだなと思いました。

私の子供は幸いにも保育所とか学校とつながりがあるので、そこで色々な助けをもらえるのですが、提言の中にもありましたが、どこにも所属していない御家庭へのリーチをどうしていくのかとうところがとても難しく、その部分においては提言にも含まれているのですが、家庭に一番近い区市町村レベルでの余裕がないと、そこへのアプローチというのは難しいと思いますので、その現場レベルで活躍されている皆さんが実際の力を発揮できるような体制が今後強化されていくことを切に願っております。

私自身、個人に戻っても、自分の地域でできることを探していきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

山本委員、お願いします。

○山本委員 先ほどの保育部会からの報告とも少し関係ありますが、今日の提言は予防的支援というところがキーワードになっていまして、基本的には虐待対応への予防的支援というところがメインだと思います。そこで今回、保育部会でもテーマになっていますが保育部会だけでは決められないことなので、いずれこの審議会のほうでも取り上げていただけたらと思うことを申し上げます。

コロナの影響によって保育所の形を実際に変えざるを得なくなっているところがあります。人数や面積についてももちろんそうなのですが、一番は送迎のあり方について、今までは保護者とのコミュニケーションを十分に取らしようということ、送りやお迎えのときにしっかりと保護者の方とお話をして、子供の様子を伝えようというようなことをよい保育の例として色々推奨されてきましたし、保育者養成の中では保育相談支援ということで、保育士のほうが保護者にしっかり寄り添いようというようなこと取り組んできたわけなのですが、コロナによって保護者との接触を極力少なくせざるを得なくなっています。

そして、どちらかという入り口で荷物の引き取りのように、呼ばれて、来て、さようならというような保育になり、本来保育部会では、それはあまりよくないからやり方や動線を考えましょうということで提言をしていたことなのですが、実際にできないので仕方がないですねということで認めざるを得ないようになってきています。それから、保育のあり方として3歳児から5歳児までの異年齢保育をしますという内容の施設が計画承認で上がってきたのだけれども実際は違ふとかいうこともあります。コロナのこともあるのですけれども、色々と事業者の形が少し変わってきていることや、保育・教育の目標について非常に違和感を覚える内容が出てきていることが多くなりまして、部会の委員の方々もそこにすごく目がいくようになってきている状況があります。

これはコロナのことだけではないのですけれども、よい保育は今後どうしたらいいかということを考えるとともに、今後予防的支援ということでここに挙げられていることと言うと、きつとこの民間機関とか連携機関の中に保育所や幼稚園、認定こども園といったものの専門職が入ってくると思うのです。しかし、その中では、虐待へのアンテナという部分でもしっかりやりましょうねと言っておきながら、実際できないような保育所ができていくということも事実です。

そのところを今後どのように考えていくのかということ、東京都だけではなく、国がもちろん考えていかななくてはいけないのですけれども、特に人口の多い、密な東京都がどうするかということをやはり先駆けて考えていくべきではないかということ、部会を運営していて日々思っておりますので、このことだけ最後に言わせていただきます。以上です。

○松原委員長 非常に困難な課題についての御発言をいただきました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。よろしいですか。

今日が今期第4回の児童福祉審議会になりますが、この審議会は平成31年期中で、平成31年の1月9日から任期が始まりまして、来年の1月8日で任期が終わるということになりますから、今日が最後の本委員会となります。私からも、少し意見を述べさせていただきますと思います。

今回の提言においては、専門部会を設けまして議論を始めるのに少し時間がかかったのですが、決してその間、東京都が傍観されていたわけではなくて、様々な問題意識を抱えながら、今、東京都として一番何をやりたいかということをお考えになった上での部会設置だったと思います。そういった問題意識の中で、非常に短期日ではありましたが、部会としての提案を御提言いただきまして、今日この場で局長にお渡しすることができましたことを非常にうれしく思っております。

なるべくこういった審議会の中では多くの方々に御発言をいただくように努めてまいりましたが、力足らずで言い尽くせない御意見がまだまだあるかと思いますが、その点については御容赦いただきたいと思います。

作った計画というのは、実行に移さなければ意味がありません。提言を受けて、あるいは児童福祉審議会の御議論をいただいて、様々な施策がまず実施されることが大切だと思いますし、それを実施した上での点検、評価も大切だと思います。作り上げたものは実施をし、点検をし、そしてまた作り変えていくという作業が必要になりますから、今期この審議会はこれで閉じることになりますけれども、次期もまた引き続いてやるべきことがたくさんあると思いますし、また、新たに取り組むべき課題も多くあるのではないかと思います。

今期までで終わられる方、次期に継続される方、様々だと思いますが、それぞれのお立場から東京都の児童福祉審議会を、そして児童福祉行政をお支えいただければと思います。誠にありがとうございました。

それでは、最後に事務局からお願いをいたします。

○少子社会対策部長 事務局の高野でございます。

ただいま松原委員長からもございましたけれども、本日の本委員会が今期最後の会議、審議会となります。委員の皆様方におかれましては、この2年間、貴重な御意見をいただきましたことを、この場を通じて感謝申し上げたいと思います。

また、本日も様々な御意見を頂戴しておりますので、東京都としましても受け止めて、今後の施策の推進に生かしていきたいと思っております。

本当にこの2年間、どうもありがとうございました。

○松原委員長 それでは、本日の児童福祉審議会第4回本委員会はこれで終了させていただきます。

私のほうからも、2年間、誠にありがとうございましたというお礼を申し上げて閉じたいと思います。

遅い時間まで、ありがとうございました。

閉 会

午後8時23分